

初診

注15 保険医療機関（診療所又は許可病床数が200床未満である病院に限る。）において、特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床の数が200床未満の病院を除く。）、紹介受診重点医療機関（一般病床の数が200床未満であるものを除く。）又は許可病床の数が400床以上の病院（一般病床の数が200床未満の病院を除く。）の紹介を受けて初診を行った場合は、特定機能病院等紹介患者受入加算として、60点を所定点数に加算する。

マスタ

111703970	特定機能病院等紹介患者受入加算（初診）	60点
113711710	特定機能病院等紹介患者受入加算（初診）（医学管理等）	60点

電子的診療情報連携体制整備加算（月1回）【届】

改定前	
（廃止）医療DX推進体制整備加算	初診：8～12点（月1回）
（廃止）医療情報取得加算	初診：1点（月1回） 再診：1点（3か月に1回）
明細書発行体制等加算	再診：1点



改定後（新設）	
初診（月1回）	
電子的診療情報連携体制整備加算1	15点
電子的診療情報連携体制整備加算2	9点
電子的診療情報連携体制整備加算3	4点
再診（月1回）	
電子的診療情報連携体制整備加算	2点

A000 初診料

注16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、電子的診療情報連携体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A001に掲げる再診料の注11に規定する明細書発行体制等加算は別に算定できない。

- イ 電子的診療情報連携体制整備加算1 15点
- ロ 電子的診療情報連携体制整備加算2 9点
- ハ 電子的診療情報連携体制整備加算3 4点

A001 再診料

注19 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して再診を行った場合は、電子的診療情報連携体制整備加算として、月1回に限り2点を所定点数に加算する。この場合において、注11に規定する明細書発行体制等加算は別に算定できない。

A002 外来診療料

注10 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して再診を行った場合は、電子的診療情報連携体制整備加算として、月に1回に限り2点を所定点数に加算する。

電子的診療情報連携体制整備加算（月1回）【届】

システム対応

- ① システム管理マスタの施設基準設定により自動算定
 - 4142 電子的診療情報連携体制整備加算1（外来）
 - 4143 電子的診療情報連携体制整備加算2（外来）
 - 4144 電子的診療情報連携体制整備加算3（外来）
- ② 初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料の算定に併せて自動算定
- ③ 初診と再診併せて月1回算定
- ④ 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準設定がある場合は明細書発行体制等加算は自動算定なし
手入力はエラー

マスタ

111704070	電子的診療情報連携体制整備加算1（初診）	15点
111704170	電子的診療情報連携体制整備加算2（初診）	9点
111704270	電子的診療情報連携体制整備加算3（初診）	4点
113712010	電子的診療情報連携体制整備加算1（初診）（医学管理等）	15点
113711910	電子的診療情報連携体制整備加算2（初診）（医学管理等）	9点
113711810	電子的診療情報連携体制整備加算3（初診）（医学管理等）	4点
112709570	電子的診療情報連携体制整備加算（再診）	2点
113712110	電子的診療情報連携体制整備加算（再診）（医学管理等）	2点
112709670	電子的診療情報連携体制整備加算（外来診療料）	2点

再診料

注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 時間外対応加算 1	5点	⇒	イ 時間外対応体制加算 1	7点
ロ 時間外対応加算 2	4点		ロ 時間外対応体制加算 2	5点
ハ 時間外対応加算 3	3点		ハ 時間外対応体制加算 3	4点
ニ 時間外対応加算 4	1点		ニ 時間外対応体制加算 4	2点

システム対応

① システム管理マスタの施設基準設定により自動算定（変更なし）

- 3001 時間外対応体制加算 1（旧時間外対応加算）
- 4036 時間外対応体制加算 2（旧時間外対応加算）
- 3155 時間外対応体制加算 3（旧時間外対応加算）
- 3002 時間外対応体制加算 4（旧時間外対応加算）

注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

- イ 地域包括診療加算 1 28点
- ロ 地域包括診療加算 2 21点

注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

- イ 地域包括診療加算 1
 - (1) 認知症を有する患者等の場合 38点
 - (2) その他の慢性疾患等を有する患者の場合 28点
- ロ 地域包括診療加算 2
 - (1) 認知症を有する患者等の場合 31点
 - (2) その他の慢性疾患等を有する患者の場合 21点

再診料

(削除)

注13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、認知症の患者（認知症以外に1以上の疾患（疑いのものを除く。）を有するものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行った場合のいずれにも該当しないものに限る。）に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、認知症地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

——イ 認知症地域包括診療加算1 38点

——ロ 認知症地域包括診療加算2 31点

留意事項より

また、その他の慢性疾患等を有する患者とは、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。以下この項において同じ。）若しくは認知症の6疾病（以下この項において単に「6疾病」という。）のうち2以上（疑いを除く。）の疾病を有する患者又は脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全若しくは慢性腎臓病のいずれかの疾病を有しており、かつ介護給付若しくは予防給付を受けている要介護被保険者等である患者をいう。いずれの疾病にも、疑いは含まない。

システム対応

① 施設基準

3523 地域包括診療加算1

3195 地域包括診療加算2

② 患者登録「その他」画面の地域包括診療対象疾病に“要介護被保険者等”を追加

③ 患者登録「その他」画面の認知症地域包括診療加算算定にチェックがある場合は認知症を有する患者等の場合を自動算定

④ 患者登録「その他」画面の地域包括診療対象疾病からその他の慢性疾患等を有する患者の場合を自動算定する条件

5月診療分までは“要介護被保険者等”算定要件には含めない

6月診療分以降は“要介護被保険者等”以外で2つ、若しくは“認知症”を除く疾病と“要介護被保険者等”の2つでも自動算定

地域包括診療対象疾病

高血圧症 糖尿病 脂質異常症 認知症
 慢性心不全 慢性腎臓病 要介護被保険者等

 認知症地域包括診療加算算定 小児かかりつけ診療料算定

再診料

マスタ

112021770	地域包括診療加算 1 (その他の慢性疾患等を有する患者の場合)	28点
112021870	地域包括診療加算 1 (認知症を有する患者等の場合)	38点
112017270	地域包括診療加算 2 (その他の慢性疾患等を有する患者の場合)	21点
112017570	地域包括診療加算 2 (認知症を有する患者等の場合)	31点

注13 注12の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況及び診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、月1回に限り10点を更に所定点数に加算する。

システム対応

- ① システム管理マスタの施設基準設定により自動算定
4145 外来データ提出加算
- ② 地域包括診療加算を自動算定時に併せて自動算定 (月1回)

マスタ

112709470	外来データ提出加算 (再診)	10点
-----------	----------------	-----